

平成十九年国家公安委員会規則第六号

遺失物法施行規則

む)、第八条(同法第十三条第二項及び同法第十八条において準用する場合を含む)、第十二条(同法第十三条第二項において準用する場合を含む)、第十七条、第二十条第三項、第二十一項(同法第十三条第二項において準用する場合を含む)、第十二条(同法第十三条第二項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十七条第二項及び第三項並びに第四十条並びに第六项(平成十九年政令第二十一号)第四条第三項、第五条第五号及び第九条第二項の規定に基づき、遺失物法施行規則を次のように定める。)

目次

- 第一章 警察署長等の措置
- 第一節 物件の提出を受けたときの措置(第一条—第四条)
- 第二節 遺失届の受理等(第五条)
- 第三節 遺失者等を発見するための措置(第六条—第十二条)
- 第四節 提出物件の売却等(第十三条—第十六条)
- 第五節 現金又は売却による代金の預託(第十七条)
- 第六節 提出物件の返還、引渡し等(第十八条—第二十三条)
- 第七節 国に帰属した物件の取扱い等(第二十四条—第二十五条)
- 第二章 施設占有者の措置等
- 第一節 施設占有者の措置(第二十六条—第二十七条)
- 第二節 特例施設占有者の指定(第二十八条—第三十条)
- 第三節 特例施設占有者の措置等(第三十一条—第三十九条)
- 附則
- 第一章 警察署長等の措置
- 第一節 物件の提出を受けたときの措置(拾得物件控書の作成)
- 第二節 雜則(第四十条・第四十一条)

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

一 受理番号

二 法第七条第一項各号に掲げる事項

1 警察署長は、法第十七条前段の規定による届出(以下第五条第一項、第二十九条第二項、第三十二条及び第三十三条第一項を除き単に「届出」という。)を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

一 前項各号に掲げる事項

二 届出をした特例施設占有者の氏名又は名称
三 法第十七条後段の規定により保管する物件(以下「保管物件」という。)の保管の場所及びその電話番号その他の連絡先

二 遺失届の受理等

第五条 警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出(以下「遺失届」という。)を受けたときは、別記様式第三号の遺失届出書により受理するものとする。

2 警察署長は、遺失届を受けたときは、直ちに、遺失届出書に受理番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

一 受理番号

二 物件の種類及び特徴

三 遺失の日時及び場所その他必要な事項

(遺失届の有無の確認)

第六条 警察署長は、提出又は届出を受けたときは、当該提出物件又は当該届出に係る保管物件について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を確認するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による確認の結果、同項の遺失届がないときは、警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に対し、同項の物件に係る第八条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による通報の有無を照会するものとする。
(提出物件等の有無の確認)

第七条 警察署長は、前項の規定による確認の結果、同項の提出物件又は保管物件がないときは、警察署長は、前項の規定による確認の結果、同項の提出物件又は保管物件に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を確認するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による確認の結果、同項の提出物件又は保管物件がないときは、警察本部長に對し、当該提出物件又は保管物件に係る法第八条第一項(法第十三条第二項及び第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは同条第二項の規定による通報の有無を照会するものとする。
(遺失届に係る警察本部長への報告等)

第八条 警察署長は、前条の規定による確認又は照会の結果、同条第一項の提出物件又は保管物件がないときは、同項の物件に係る第五条第二項各号に掲げる事項並びに遺失者の氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を警察本部長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた警察本部長は、当該遺失届に係る物件の遺失の場所が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、第五条第二項各号に掲げる事項及び遺失者の氏名又は名称を当該他の都道府県警察の警察本部長に通報するものとする。
(掲示の様式等)

第九条 法第七条第一項(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による掲示は、別記様式第四号(保管物件に係る掲示にあつては、別記様式第五号)を用いて行うものとする。
一 受理番号等を記載した書面等の作成
二 警察署長は、提出を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方

法第七条第三項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、第四条第一項に規定する書面（保管物件に係る書面にあっては、同条第二項に規定する書面）とする。

3 警察署長が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第八条第一項の規定に基づき、法第七条第三項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の備付け及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、第四条第一項に規定する電磁的記録（保管物件にあっては、同条第二項に規定する電磁的記録）に記録されている事項を警察署に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面により、いつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

（公告をした物件に係る警察本部長への報告等）

第十一条 警察署長は、法第七条第一項（法第十三条第二項及び法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたときは、次に掲げる事項を警察本部長に報告するものとする。

一 第四条第一項各号（保管物件にあっては、同条第二項各号）に掲げる事項

2 前項の規定による報告を受けた警察本部長は、当該公告に係る物件の拾得の場所が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、同項各号に掲げる事項を当該他の都道府県警察の警察本部長に通報するものとする。

（他の警察本部長に通報する貴重な物件）

第十二条 法第八条第一項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める物件は、次に掲げる物件とする。

一 一万円以上の現金

二 額面金額又はその合計額が一万円以上の有価証券

三 その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物

四 運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十号）第一条第七項に規定する個人番号カード

五 在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

五 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード

六 携帯電話用装置

（警察本部長による公表）

第十三条 法第八条第二項（法第十三条第二項及び法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による公表は、当該都道府県警察の警察署長が法第七条第一項（法第十三条第二項及び法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による公告をした物件及び他の警察本部長から法第八条第一項（法第十三条第二項及び法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による通報を受けた物件のうち当該都道府県警察の管轄区域内で拾得されたものについて、次に掲げる事項を、遺失者が判明するまでの間又は公告の日から三箇月（埋蔵物にあっては、六箇月）を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の拾得の日及び場所

三 物件の公告に係る警察署の名称及び電話番号その他の連絡先（保管物件にあっては、届出をした特例施設占有者の氏名又は名称並びに保管の場所及びその電話番号その他の連絡先）

（物件売却書の作成等）

第十四条 警察署長は、法第九条第一項本文又は第二項（これらの規定を法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却（第十七条において單に「売却」という。）をしたとき、拾得物件控書の備考欄にその旨及び売却の日並びに売却による代金から売却に要した費用（物件売却書の作成等）

を控除した残額を記載するとともに、別記様式第六号の物件売却書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しなければならない。

（処分をする場合における拾得者等への通知）

第十五条 警察署長は、法第十条（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をするときは、あらかじめ民法第二百四十条若しくは同法第二百四十二条の規定又は法第三十二条第一項の規定により当該物件の所有権を取得する権利を有する者に、その旨を通知するものとする。ただし、その者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

（提出物件の廃棄の方法）

第十六条 遺失物法施行令（以下「令」という。）第四条第三項の規定による廃棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第三十五条第二号に掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようすること。

二 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件に記録された個人の秘密に属する事項、遺失者若しくはその関係者と認められる個人の住所若しくは連絡先又は個人情報データベース等を構成する個人情報を認識することができないようすること。

（物件処分書の作成等）

第十七条 警察署長は、提出物件のうち現金又は売却による代金の預託による処分をしたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨及び処分の日を記載するとともに、別記様式第七号の物件処分書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しなければならない。

第五節 現金又は売却による代金の預託

自法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項の規定により当該警察署の属する都道府県の公金の収納若しくは支払の事務を取り扱う者に預託するか又はこれに準ずる確実な方法でしなければならない。

第六節 提出物件の返還、引渡し等

（遺失者が判明したときの措置等）

第十八条 警察署長は、提出物件又は保管物件の遺失者が判明したときは、速やかに、当該物件の返還に係る手続を行う場所並びに当該物件に係る法第二十七条第一項の費用及び法第二十八条第一項又は第二項の報労金を支払う義務がある旨を当該遺失者に通知するものとする。

警察署長は、提出物件を遺失者に返還するときは、当該物件に係る法第二十七条第一項の費用又は法第二十八条第一項若しくは第二項の報労金を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に対し、当該物件を返還する旨を通知するものとする。ただし、当該拾得者又は施設占有者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

警察署長は、前項の規定による通知をするときは、同意の有無を確認するものとする。ただし、同項の拾得者は又は施設占有者が、あらかじめ、当該警察署長に対し、同意の有無を明らかにしている場合は、この限りでない。

警察署長は、提出物件について、民法第二百四十条又は第二百四十二条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、同表の中欄に掲げる拾得者又は施設占有者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

者が判明するまでの間又は当該物件を警察署長に提出するまで（保管物件にあつては、公告の日から三箇月を経過する日まで）の間、行うものとする。

第二節 特例施設占有者の指定

（指定）

第二十八条 令第五条第五号の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき行うものとする。

2 指定を受けようとする施設占有者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設（移動施設）にあつては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面的区域を除く。）にある場合にあつては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

一 氏名等及び法人にあつては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

三 物件の保管の場所

四 施設における推定による一箇月間の法第四条第二項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合

イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 令第五条第五号ロ（1）から（3）までに掲げる者のいざれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面

二 申請者が法人である場合

イ 法人の登記事項証明書

ロ 定款又はこれに代わる書面

ハ 役員に係る前号イ及びロに掲げる書面

ニ 前号ハに掲げる書面

4 公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた施設占有者（以下「指定特例施設占有者」という。）に係る第二項第一号及び第二号に掲げる事項を公示するものとする。（心身の故障により業務を適正に行なうことができない者）

第二十八条の二 令第五条第五号ロ（3）の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができる者とする。

（公示事項等の変更）

第二十九条 指定特例施設占有者は、第二十八条第四項の規定による公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定特例施設占有者は、第二十八条第三項に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出なければならない。（指定の取消し）

第三十条 公安委員会は、指定特例施設占有者が令第五条第五号に規定する指定の要件に該当しなくなつたと認められるときは、その指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。（保管物件の届出等）

第三十一條 届出は、別記様式第十一号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2 警察署長は、法第十八条において準用する法第七条第一項の規定により保管物件の公告をしたことにより行うものとする。

（売却の届出）

第三十二条 法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

（処分の届出等）

第三十三条 法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2 特例施設占有者は、法第二十一条第一項の規定による処分をするときは、その旨をあらかじめ民法第二百四十条の規定又は法第三十二条第一項の規定により当該物件の所有権を取得する権利を有する拾得者に通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

（保管物件の廃棄の方法）

第三十四条 令第九条第二項の規定による廃棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

1 法第三十五条第二号に掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようすること。

2 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件に記録された個人の秘密に属する事項、遺失者若しくはその関係者と認められる個人の住所若しくは連絡先又は個人情報データベース等を構成する個人情報を認識することができないようすること。

（遺失者が判明したときの措置等）

第三十五条 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明したときは、速やかに、当該物件の返還に係る手続を行なう場所並びに当該物件に係る法第二十七条第一項の費用及び法第二十八条第一項又は第二項の報労金を支払う義務がある旨を当該遺失者に通知するものとする。

2 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、当該物件を返還する旨を当該物件に通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。

4 特例施設占有者は、保管物件について、民法第二百四十条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

拾得者が民法第二百四十条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	拾得者
当該物件の所有権を得た期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務があ	当該物件の所有権を得た期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務があ

別記様式第2号（第2条関係）

別記様式第1号（第1条関係）（平29公安規1・全改、令元公安規3・一部改正）

拾得物件控告書

□ 有権者 □ 案権者 □ 失権者 □ 無権者				警察署	受理番号		
受領日時 拾得場所	年 月 日 午前・後 時 分				本署	交番・駐在所	
	年 月 日 午前・後 時 分ごろ				取扱者氏名		
拾得者	住所 ふじのな				電話番号その他の連絡先		
住所・氏名	氏名						
施設占有者	住所又は所在地 ふじのな				電話番号その他の連絡先		
住所・氏名	氏名又は名称						
現金 物 件 品	現 金	1万円札 100円硬貨	5000円札 50円硬貨	3000円札 10円硬貨	1000円札 5円硬貨	500円硬貨 1円硬貨	現 金
	種 類	特設等(形態、機械、品質等)					点数
上記物件に関する 権利放棄書を提出します。 書類を提出する権利を放棄します。 書類を提出する権利を放棄します。 書類を提出する権利を放棄します。 書類を提出する権利を放棄します。				<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 書類を提出する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 書類を提出する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 書類を提出する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 書類を提出する権利を放棄します。			
警察署長が連署者に対して氏名又は名称又は住所又は所在地を告知することに 同意します。 〔□上記物件に関する権利放棄書、□氏名等告知の要請〕について、 す。				<input type="checkbox"/> 指定者又は施設占有者 氏名又は名称			
施設内における 権利放棄に係る 権利の有無等 氏名等告知の問 題							
物件に関する権利 □ 有 □ 有無を請求する権利 □ 有 □ 有無を争う権利 □ 有 □ 有				無 無 無 無 無			
拾得日時の取扱 □ 年 月 日から □ 年 月 日まで							
備 考							

備考 1 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4 番とすること。

別記様式第2号（第2条関係）（平29公安規1・全改、令元公安規3・令2公安規13・一部改正）

拾得物件預り書

注 この預り書は、あなたが上記物件について所有権を取得し、その物件を受け取る場合、警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

備考 1. □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

備考 1 □印のある欄については、該当の□内に印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4 番とすること。

別記様式第3号(第5条関係)

		警察署		※受理番号					
※受理日時	年	月	日	午前・後	時	分	※本署		
							交番・駐在所		
遺失者	住所又は所在地 ふりがな..... 電話番号その他の連絡先 住所・氏名 氏名又は名称								
遺失日時	年 月 日 午前・後 時 分 から の間 年 月 日 午前・後 時 分 まで								
遺失場所									
現 物 金	億	千百十 万	千百十 円	内訳					
				1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚	現金 のみ
物 件 品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)							点数
上記物件を遺失したので届出をします。 年 月 日 警察署長 殿									
									氏名
備考									

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

別記様式第4号(第9条関係)

拾得物件公告	
下記の物件の遺失者は、速やかに当署に届出をしてください。	
年 月 日	
警察署長	
記	
1 物件の種類及び特徴	
2 挑得の日時	
3 挑得の場所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

別記様式第5号(第9条関係)

保管物件公告
下記の物件の遺失者は、速やかに保管している施設の占有者に連絡をしてください。
年月日
警察署長
記
1 物件の種類及び特徴
2 拾得の日時
3 拾得の場所
4 保管している施設の占有者の氏名又は名称
5 保管場所及びその電話番号その他の連絡先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6号(第13条関係)

物件売却書			
受理番号		受理年月日	年月日
物	種類	特徴等(形状・模様・品質等)	
件			
拾得年月日	年月日		
拾得場所			
拾得者の住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先		
売却理由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある(法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する(法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件が政令で定める物に該当(法第9条第2項関係) (具体的な理由)		
売却年月日	年月日		
売却の方法			
売却の経過			
売却の相手方の住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先		
売却代金等の額			
官職・氏名			
備考			

備考 1 売却理由欄には、該当する事項の□内に印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第7号(第16条関係)

物 件 处 分 書		
受理番号	種類	受理年月日 年 月 日
物 件		特徴等(形状・模様・品質等)
拾得年月日	年 月 日	
拾得場所		
拾得者の住所・氏名等	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先	
処分理由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある(法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する(法第9条第1項関係) <input type="checkbox"/> 当該物件が政令で定める物に該当(法第9条第2項関係)	
	<input type="checkbox"/> 売却につき買受人がない(法第10条第1号関係) <input type="checkbox"/> 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない(法第10条第2号関係) <input type="checkbox"/> 法第35条の所有権を取得することができない物件に該当(法第10条第3号関係) <input type="checkbox"/> その他売却することができない(法第10条第3号関係) (具体的な理由)	
处分年月日	年 月 日	
处分場所		
处分方法		
官職・氏名		
備考		

備考 1 処分理由欄には、該当する事項の□内に印を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第8号(第20条関係)

受 領 書			
受理番号	現金	円	
物 件	種類	特徴等(形状・模様・品質等)	点数
物 品			
上記の物件を受領しました。			
年 月 日			
警察署長 殿			
住所又は所在地			
氏名又は名称			
電話番号その他の連絡先			
備 考			

注 捨得物件預り書を所持する権利取得者は、物件の交付を受ける際に、その預り書を警察署長に提出することにより、この受領書に代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第9号(第22条関係)

拾得物件関係事項照会書
年　月　日
殿
警察署長印
拾得された物件の返還のため必要があることから、下記事項につき至急回答願いたく、遺失物法第12条によって照会します。
記
照　　会　　事　　項
【照会警察署の所在地】〒 【担当者氏名】 (電話)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

別記様式第10号(第23条関係)

請求書		
年　月　日		
殿		
警察署長印		
下記のとおり物件の保管に要した費用を請求します。		
費目別	金額	内訳
	円	
	円	
	円	
備考		
(切り取り線)		

領　　取　　書
年　月　日
殿
警察署長印

下記のとおり物件の保管に要した費用を領収しました。

金　　円

備考 1 備考欄には、その物件の受理番号その他必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

別記様式第11号（第31条、第32条、第33条関係）

		保管物件 物件売却届出書 物件処分			
		第17条 遺失物法 第20条第3項 第21条第2項 の規定により届出をします。			
		年月日 警察署長 殿 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先			
※受理番号	電話番号その他の連絡先				
保管施設の 名称等	名称 所在地 電話番号その他の連絡先				
番号	物件の種類及び特徴等		拾得時・場所	交付日時	整理番号
	(貴重な物件に該当□有□無)				
売却・処分理由			保管届出日		
売却・処分方法			売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当□有□無)				
売却・処分理由			保管届出日		
売却・処分方法			売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当□有□無)				
売却・処分理由			保管届出日		
売却・処分方法			売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当□有□無)				
売却・処分理由			保管届出日		
売却・処分方法			売却・処分予定日		
備考					

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 3 □印のある欄については該当の□内にレ印を付すこと。
 4 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・
処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

別記様式第12号(第41条関係)

電磁的記録媒体提出票
第26条 第28条第2項 遺失物法施行規則 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項 れている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。
年 月 日
殿
氏名又は名称
住所又は所在地
1 電磁的記録媒体に記録された事項
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 3 不要の文字は、横線で消すこと。
 4 該当事項がない場合は、省略すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。